

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： ケアプランセンターまんてん

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月改訂]

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0796-21-9159)

(月～金曜日 08:30～17:30)

担当 主任介護支援専門員/管理責任者 長岡 久三子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	グッドライフ株式会社
代表者氏名	代表取締役 宇佐見 健夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県豊岡市日撫 283 番地の 15 (電話 0796-20-5520・ファックス番号 0796-20-5520 )
法人設立年月日	平成 20 年 12 月 2 日

### 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンターまんてん
介護保険指定 事業者番号	2874401637
事業所所在地	兵庫県豊岡市立野町 8-27
連絡先	(連絡先電話 0796-21-9159・ファックス番号 0796-23-0002)
事業所の通常の 事業の実施地域	旧豊岡市 ※実施地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、また要介護者とその心身の状況やおかれている環境などに応じて、本人やその家族の意向などを基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者

	<p>不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。</p> <p>事業を行うことにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。</p>
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び実施地域

営業日	月～金曜日（国民の祝日・12月29日～1月3日は休業）
営業時間	午前08時30分から午後5時30分まで

(4) 事業所の職員体制

管理者	管理者兼介護支援専門員 長岡 久三子
-----	--------------------

職	職務内容	人員数
専門員 介護支援	居宅介護支援業務を行います。	常勤 2名

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料) 下記の料金は介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。

**居宅介護支援費（Ⅰ）**

	要介護1・2	要介護3～5
(ア)介護支援専門員取扱件数45件未満の場合	1,086円	1,411円
(イ)介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満の場合	544円	704円
(ウ)介護支援専門員取扱件数60件以上場合	326円	422円

**居宅介護支援費（Ⅱ）**

	要介護1・2	要介護3～5
(ア)介護支援専門員取扱件数50件未満の場合	1,086円	1,411円
(イ)介護支援専門員取扱件数50件以上60件未満の場合	527円	683円
(ウ)介護支援専門員取扱件数60件以上場合	316円	410円

	加算種類	算定回数、単位等
	初回加算	新規作成の場合、要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合 1月につき300円/月を加算。
	特定事業所加算	イ特定事業所加算（Ⅰ）505単位 ロ特定事業所加算（Ⅱ）407単位 ハ特定事業所加算（Ⅲ）309単位 ニ特定事業所加算（A）100単位 特定事業所医療介護連携加算 125単位
要介護度による区分なし	入院時情報連携加算	入院時に、病院等を訪問して、医療機関の職員に必要な情報を提供した場合、イ入院時情報連携加算（Ⅰ）200単位 ロ入院時情報連携加算（Ⅱ）100単位
	退院・退所加算	入院・入院中に、退院・退所後の生活支援に必要な情報を、病院等の専門職と共有した場合、イ退院・退所加算（Ⅰ）イ450単位 ロ退院・退所加算（Ⅰ）ロ600単位 ハ退院・退所加算（Ⅱ）イ600単位 ニ退院・退所加算（Ⅱ）ロ750単位 ホ退院・退所加算（Ⅲ）900単位 *回数に応じて算定（1～3回以上）
	通院時情報連携加算	50単位
	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、病院または診療所の職員と一緒に利用者宅を訪問し、カンファレンスを開催し、サービス等の調整を行った場合、200円/回加算。
	ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、その死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況の記録を居宅サービス事業者に提供した場合 400単位

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。提供地域外から1キロ10円

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。お気軽にお申し出ください。その他の窓口  
当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

## 6. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### (2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 長岡 久三子
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8. 医療機関との連携に関することについて

- (1) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

## 9. 事故が発生した際の処置について

- (1) 当事業者が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業者が利用者に対して行った居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 10. 緊急時における対応方法について

- (1) 事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の予め指定する連絡先、または、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

#### 11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 12. 暴力団の排除

豊岡市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものとして、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事するものは、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない事と致します。

#### 13. その他留意事項

- (1) サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することが出来ます。
- (2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- (3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。
- (4) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は付属別紙3のとおりです。

この規程は、2019年10月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

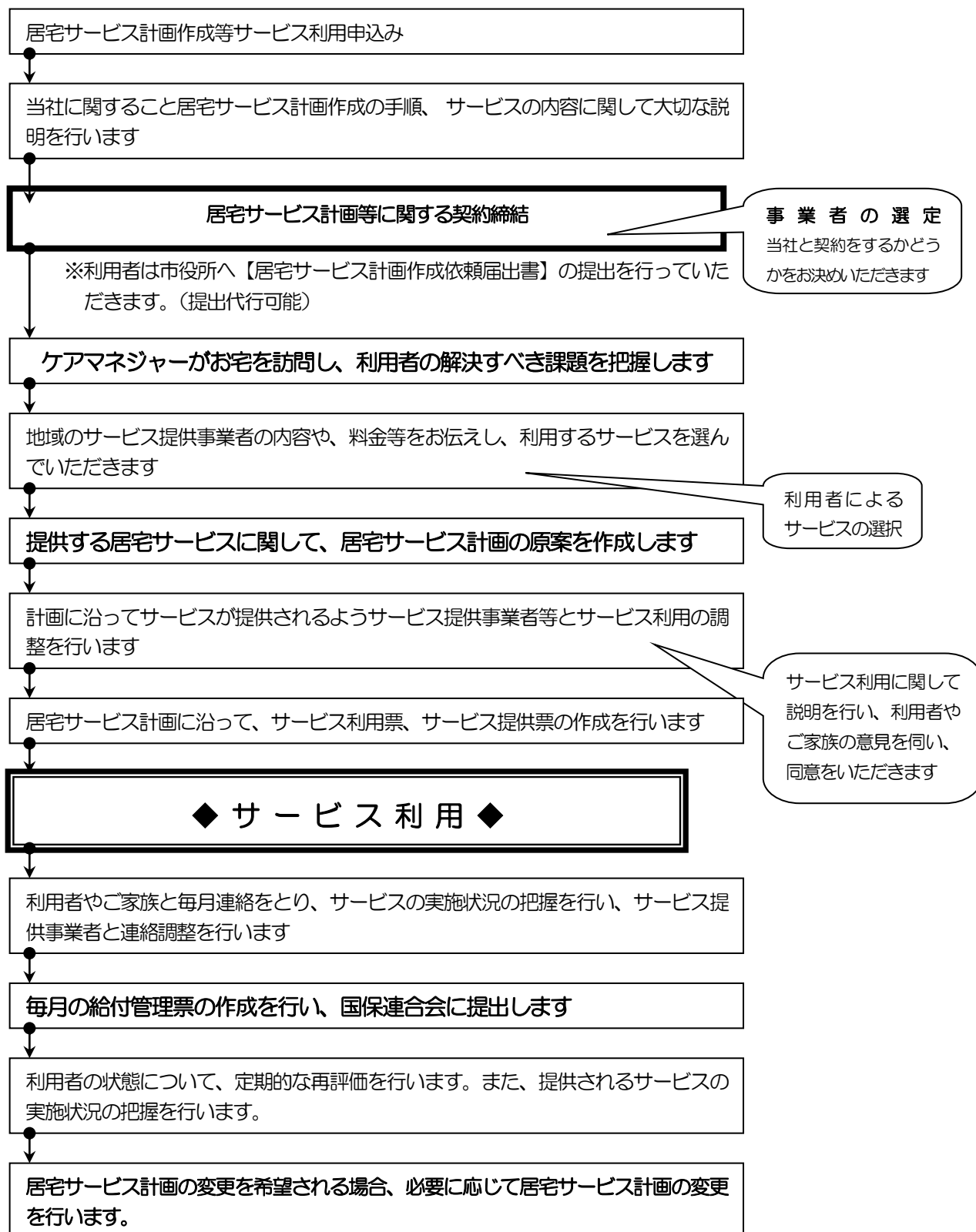
### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

### サービス提供の標準的な流れ





(付属別紙3)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

- ① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 25%  
通所介護 31%  
地域密着型通所介護 36%  
福祉用具貸与 85%

- ② 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	グッドライフ株式会社 ヘルパーステーションまんてん 73%
	太陽ライフサポート 訪問介護ステーション四つ葉のクローバー 15%
	社会福祉協議会豊岡ヘルパーステーション 7%
通所介護	株式会社にしがき にしがき豊岡若松町デイサービスセンター 34%
	株式会社SAGAWA デイサービスハートの木 24%
	社会福祉法人北但社会福祉事業会 デイサービスセンター豊岡やなぎの里 20%
地域密着型 通所介護	グッドライフ株式会社 生きがいの郷デイサービス花園新館 49%
	合同会社ライフさぼーと アウルデイサービス2号館 19%
	株式会社石坪 リハビリデイサービスたけのこ豊岡店 14%
福祉用具貸与	介護ショップベンリー 38%
	マリヤ医科興業株式会社 37%
	株式会社ダスキニユニオン ダスキンヘルスレント北兵庫ステーション 9%

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 〒668-0815  
兵庫県豊岡市日撫 283 番地の 15  
事業者名 グッドライフ株式会社  
代表者名 代表取締役 宇佐見 健夫 印

説明日時 令和 年 月 日  
時 分 ~ 時 分

説明場所 \_\_\_\_\_

説明者 職 名 主任介護支援専門員  
氏 名 長岡 久三子 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所  
氏名

代理人（選任した場合） 住所  
氏名